第1回 日 吉 津 村 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和4年3月7日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和4年3月7日 午前9時00分開議

- 日程第 1 議案第 2 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 3 号 日吉津村税条例及び日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について
- 日程第 3 議案第 4 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 5 号 日吉津村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 10 回)について
- 日程第 7 議案第 8 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 回) について
- 日程第 8 議案第 9 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 9 議案第 10 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第10議案第11号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11議案第12号 令和4年度日吉津村下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 3 号 日吉津村税条例及び日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について
- 日程第 3 議案第 4 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 4 議案第 5 号 日吉津村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 10 回)について
- 日程第 6 議案第 7 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予 算 (第 3 回) について
- 日程第 7 議案第 8 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 回) について
- 日程第8 議案第9号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 9 議案第 10 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 11 号 令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について 日程第 11 議案第 12 号 令和 4 年度日吉津村下水道事業会計予算について

出席議員(10名)

1番	長谷川		康	弘		2番	井	藤		稔
3番	橋	井	満	義		4番	三	島	尋	子
5番	松	本	<u>_</u> =	三子		6番	河	中	博	子
7番	前	田		昇		8番	松	田	悦	郎
9番	加	藤		修		10番	Щ	路		有

欠席議員(な し)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

 福祉保健課長
 無田和久
 建設産業課長
 無田 英 則

 教育長
 井田博之
 教育課長
 横田 威 開

 会計管理者
 西珠生

午前9時00分 開議

○議長(山路 有君) 皆さんおはようございます。ただいまから、令和4年3月第1回定例会本会議3日目を開催します。ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり議案質疑を行います。

ここで議長として、議案質疑について一言注意を申し上げておきます。議案質疑とは、あくまでも上程されている議案に対する疑義を正すところであります。したがって、個人的な見解、要望、資料要求、また議案からかけ離れた内容は、議案質疑の趣旨からかけ離れるところであります。これまで、議長としてもたびたび経験するところでありますが、発言途中で止めることは、発言者の意欲を削ぐことにもなり、極力避けてまいったところであります。しかし、一部ますますエスカレートするところであり、ここで注意するとともに、発言を止める場合がありますので、ご理解いただきたいと思います。

また、質疑内容は簡潔明瞭、複数ページがある場合はページを示されてからの発言をお願いします。以上です。

日程第1 議案第2号

○議長(山路 有君) そうしますと、日程に入りたいと思います。日程第 1、議案第 2 号日吉 津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質 疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員(7番 前田 昇君) 7番、前田です。3点ほどお伺いしたいと思います。まず一点はですね、改正案の1ページ目にありますが、取得要件の緩和っていうことで書いてあるんですけども、なかなかこれを見て、どこがどう緩和かっていうのは、今ひとつ分かりにくいんですが、1ページ目のところで言いますと、いわゆる改正前は、アの所に1年以上の勤務経験のある非常勤職員ということで、それがなくなったということは、その人の勤務年数が1年に満たなくても取

得できるというふうに理解したらいいんでしょうか。まあ要は、取得要件の緩和の中身について、 そういった点でいいのかどうか伺いたいと思います。それが1点目。

それから2点目ですが、22条の方ですけども、今度は、環境の整備っていうことで、研修を行う、相談体制行う環境の整備というふうなことがありますが、研修といってもですね、非常勤の職員さんも一斉に研修するとかっていうのはなかなか難しい面もあるかと思うんですが、この辺りをですね、おや具体的にどのように進めるのか、それに伴って、何か要項とかマニュアルとか決められて、あの全職員さんが分かるようなものが作られるべきだと思いますが、そういったことについて今後の予定を伺いたい。

3 点目ですね、本村の職員の方の育児休業の取得状況っていうことで、率直にいって男性の職員の育休の取得事例とか、あるいは、取得に対する今後の対応というものがあるのかっていうことを伺いたいと思います。以上、3 点よろしくお願いします。

〇議長(山路 有君) 小原総務課長。

○総務課長(小原 義人君) 前田議員のご質問にお答えします。1点目のですね、取得要件の緩和につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、今回緩和されるのは、非常勤職員で引き続き在職した期間が1年以上であるという勤務年数の縛りがあったんですけれども、それをなくすということで、1年以上勤めてなくても育休がとれるよということになるということでございます。それ以外は、そのままの条ずれでございまして、特に緩和されるものはないところでございます。

それから、2 つ目の育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠出産の申し出をした労働者に対する個別の周知、意向確認の措置の義務付けというところですけれども、まあ妊娠の申し出があった場合は、その研修でありますとか、その育児休業の制度の説明をしなければいけないということになります。

それでまあ、それに対応してこれからどうするかということでございます。要項マニュアルを作るのかということでございました。今のところ、そこの具体的なところまでは決めておりませんけれども、やはり同じ話が全ての方に統一的にできないといけないと思いますので、何かしらそういった指針のようなものは作成して、誰でもが同じような説明ができるようにしていきたいというふうに思っているところです。

それから、取得状況なんですけれども、今のところ、うちの職員で男性の方で、育児休業取られた方というのはないというふうに承知しておりますし、今後とも、今のところはないのではな

いかなというふうなところで把握してるとこでございます。以上です。

- 〇議長(山路 有君) 前田議員。
- ○議員(7番前田 昇君) この条例改正の趣旨からいえばですね、全職員に漏れのないようにという趣旨だと思いますので、誰が見てもですね、きょう採用になった職員にも示せるようなものがないと、結局は漏れがあるんじゃないかなと思うんで、努めていただいたらと思います。それで、もう一つ申し訳ないんですけども、育休を非常勤職員さんが育休取った場合のですね、言われる賃金の条件ですね、正規職員と育休と例えば60パーセントかが保証されるとかされないとかですね、その辺りのこと、概略を教えていただいたらと思うんですけどいかがですか。
- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 前田議員のご質問にお答えします。正規職員の場合は、育児休業手当というのが出ます。その辺りの率については、ちょっと今定かではないですけれども、これまでは、会計年度任用職員さんになられて、だいたい同程度の手当てが出るようになるというふうに理解しております。以上でございます。
- **〇議長(山路 有君)** 他にありませんか。 はい、三島議員。
- ○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。わたし、ちょっと法というのを調べたんです。 これ理由として、国家公務員っていうことが載ってますけど、国家公務員、地方公務員の育児休 業に関する法律、平成3年っていうことではなくて、国家公務員なんでしょうかね。

あとは第 10 号になってますが、わたしがいくら見ても 10 というのがなくて、そこら辺ちょっと、わたしの見間違いかもわかりませんので教えて下さい。

それと頭の回転がなかなかできなくて、2条の3で非常勤職員以外の非常勤職員っていうその特定職ってなってますよね。それ、どういう方っていうか、職がおられるのかってのをちょっとお聞きしたいと思ってます。よろしくお願いします。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 三島議員のご質問にお答えします。国家公務員のまずは改正がベースになっておりまして、そちらは 10 号だったというふうに認識しております。それから、地方公務員の育児休業の法律が改正になってということで、その順番で来ているというふうに理解しとります。

それから、非常勤職員以外の非常勤職員という表現なんですけれども、その1年以上、例えば

勤めている職員、これを一つのくくりとすると、それ以外の職員ということで、新たにそういう 非常勤職員の中で、こういう職員こういう職員がいらっしゃるという話ではなくて、一つのグル ープを作って、それ以外の非常勤職員さんという理解ですので、よろしくお願いしたいと思いま す。以上です。

- 〇議長(山路 有君) 三島議員。
- ○議員(4番 三島 尋子君) なんかちょっとね、回転がしていませんね。わたしが見ました国家公務員育児休業等に関する法律ってのを見たら109とかって出てたような気がするんですよね。 地方公務員っていうのは110、そこでいくら見ても第10号っていうのが見当たらなくて、どこを見たらいいんだろうなってことがあったので、それでちょっとあのお聞きをいたしました。

それと、その非常勤職員っていうのは、1年にならないって、会計年度の職員さんではないっていうことですよね。表現がそういうふうなあれになってないので、非常勤職員以外っていうのは、普通、会計年度、年度通して常勤で出る以外の人っていうふうに解釈したんですけど、普通、臨時さんかなというような解釈をしました。そうではないっていうことなんですね。6ヶ月とか、採用をされた人の中で該当するということではないということなんですね。

回転が悪いですね。

- **〇議長(山路 有君)** 簡潔明瞭にお願いします。
- ○議員(4番 三島 尋子君) いや、ちょっと、わたしもわからなくて。
- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 三島議員のご質問にお答えします。今回の改正の対象者なんですけれども、これは、会計年度任用職員がフルタイムの方もそうですし、パートタイムの方もこれに含まれるということでございますので、もうちょっとうまいこと説明がなかなかできませんけれども、正規職員以外の職員さんにも、この育児休業の制度を該当させましょうというところが狙いですので、そこをご理解いただきたいなというふうに思っております。以上です。
- **〇議長(山路**有君)ほかにございませんか。井藤議員。
- ○議員(2番 井藤 稔君) 2番、井藤です。ちょっと視点を変えまして、質問させていただきたいと思います。1ページ目、2ページ目をちょっと見ていただきたいと思いますけども、21条、22条の関係、ここのは、まったく新しく規定に入ってきたという理解なんでしょうか。その上で21条、22条、内容的には、以前から多分やっとられたようなことじゃないだろうか。

なという感じがして見させていただいたんですけども、これを改めて入れられた理由ちゅうのは、 何かありますでしょうか。まず、これ1点聞いてみたいと思います。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 井藤議員のご質問にお答えします。ご指摘のとおり、今回の21条、22条というのは、この度、新たにすべての職員に対して加わった内容でございます。それで、実際やっていたかということなんですけれども、おそらく、国が今回これを定めた理由というのは、それが実際にできてなかったというところから、その出産育児の労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児が両立できるようにするため、こういった項目を新たに設けたということでございますので、これからは、これを基に、この条文を基に各自治体がしっかりとこういった政策を取って行きなさいよということでございます。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 井藤議員。
- ○議員(2番 井藤 稔君) わかりました、ありがとうございます。もう一点ちょっと、お聞きしたいと思います。先ほどから話が出とるように、会計年度任用職員の人にも、適用が広がっていくということだと思います。どれくらいの、あの人数が、まあなかなかのその辺りの判断はむつかしいかも知れませんけども、どれぐらいの人数を考えとられるんだろうか。あるいは、当然育休を取られたら、その補充がいりますよね。臨時職員の方、正規職員の方の2倍以上おられたと思いますけど、その辺りがあの果たして新たに任用等やって、補充して行かれるような体制何か考えとられるんだろうかということでちょっと聞きたいと思います。
- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 井藤議員のご質問にお答えします。まああの、育児休業を取られる 見込み人数ということなんですけども、これは、あの年々によって違います。まあ、二桁いくこ とはないと思いますけども、一桁の辺で推移をしているということでございます。

それがあの、会計年度任用職員さんに広がったといっても、今までは、その1年間という縛りはあったんですけども、それはそれで、今までもありましたので、そんなに爆発的に増えるということはないと思っております。それで、それに対するあの対応ということでは、産休に入られる職員があればその代替えということで、予算化して会計年度任用職員さんを採用させていただいて対応しております。以上です。

○議長(山路 有君) よろしいですか。他にありませんか。ないようですので以上で質疑を終わります。

日程第2 議案第3号

- 〇議長(山路 有君) 日程第 2、議案第 3 号日吉津村税条例及び日吉津村国民健康保険税条例 の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。 井藤議員。
- ○議員(2番 井藤 稔君) 2番、井藤です。ちょっとお尋ねしたいと思います。あの全協でもちょっとお聞きしましたけども、7日前が納付期日までということに変更になるということで、それは納税者の方のメリットになるというふうにちょっとお聞きをしたんですけれども、あのこれは今、あのいろいろな業務デジタル化が進んでますよね。業務の統一性とか、なんとか色々な面でやられとるんですけど、この業務の一環といったおかしいかも知れませんけれども、統一化するための意味合いもあるんでしょうか。それから、もしこれをやって行くとしたら、システム変更は何か必要になるような部分があるんでしょうか。この2点ちょっとお聞きしたいと思います。
- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- **○住民課長(矢野 孝志君)** 井藤議員の質問にお答えします。1点目のデジタル化ということで、 そちらへの対応といいますか、影響ということでございますけども、各税目につきましては、一 旦課税して、それから本人さんの申請に基づいて減免するという流れになりますので、紙ベース でのやり取りになりますから、デジタル化ということでの関係はございません。

もう一つシステム変更ということですけども、そういったことでシステム変更もないということでございます。以上です。

- ○議長(山路 有君) 他にありませんか。ないようですので、あ、はい、前田議員。
- ○議員(7番 前田 昇君) 7番、前田です。今回の納期前7日前を納期限に改正するということで、納税者にとっては多少有利なことだと思いますが、国税の納期限同様の納期限納付の関係、減免申請の関係、その辺は、国税とのバランスはどういうふうになってるか教えていただいたらと思います。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- **○住民課長(矢野 孝志君)** 前田議員の質問にお答えします。国税ということでございますけど も、あの税務署やネット等確認しましたが、国税の中でのその減免という概念がちょっと見つか りませんで、基本的にあの徴収猶予は行うけども、減免はしてないような状況だということを確

認しておりますので、リンクはございません。以上です。

〇議長(山路 有君) よろしいですか。他にありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) ないようですので以上です質疑を終わります。

日程第3 議案第4号

○議長(山路 有君) 日程第3、議案第4号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
三島議員。

- ○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。これ以前にも、改正される時でたんですけれども、現在何軒かっていうこと、その時の説明で覚えていますのは、高齢でもあるので、自分がいる間は繋がらないようにさしてもらいたいとかというような理由も聞いたと思いますけれども、どういうふうな理由で、まあ言っていただけるんなら、話していただけるんなら、それをお聞かせいただきたいと思いますし、年間にすれば、そう多くはないだろうっていうふうに思っています。それで、家の下水道料金を全協の時聞きましたら、前年度と同じようにするっていうことでしたので、それも合わせたら値上げをしなくてもいいのではないかなっていうふうに捉えてますが、その点についてもいかがでしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- **○住民課長(矢野 孝志君)** すみません。三島議員さん、2 点目の内容、理由っていうのは何だったでしょうか。すみませんちょっと、聞き漏らしました。
- 〇議員(4番 三島 尋子君) あの値上げ。
- **〇住民課長(矢野 孝志君)** 値上げの理由ってことですか。
- O議長(山路
 有君)
 最初がそれらしいよ。

はい、矢野住民課長。

○住民課長(矢野 孝志君) 三島議員の質問にお答えします。まず、一点目の何軒かということでございますが、令和2年度の実績ですけど7軒でございます。高齢でもあるので、下水に繋がらない理由ということでございますが、確かに、あの負担が多い部分があったりするので、そういったことが影響してるんじゃないかということを思われます。

それと、下水は上がらないけどということでございますけども、あのこの度の改正については

7 年ごとに行っているということで、その年で米子市さんの方でも審議されてなったところでございますけども、日吉津村は、圏域が米子市かなあ、その中でまあ米子市さんの歩調に合わせて改正してきている面がございまして、この度も、人件費や燃料費の高騰等が考えられることから、この度、下水ということでとの整合性はございませんけども、あの増額することがやむを得ないという判断をして改正するものでございます。以上です。

- 〇議長(山路 有君) 三島議員。
- ○議員(4番 三島 尋子君) この7軒というのは、以前とは増えてませんね、新設、あの建築 されたもうほとんど全部は終わってますから、それはないと思うんですけども、減ってないって いうことなんでしょうかね。

先ほど、18 リットルにすれば38円ですかね。のようですけれども、あの全体考えてみますと、 今回コロナ禍でもありますし、あのその分、増えた分、行政からの負担をできないかなっていう ふうに思ってまして、その点は、検討はされないっていうことなんでしょうね。その点ついてお 伺いします。

- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- **○住民課長(矢野 孝志君)** はい、三島議員の質問にお答えします。軒数については、以前から減ってないというところでございます。それから、増額分を行政の負担はということでございますけども、あのそれだけ経費がかかってるという視点では、行政の方での負担ということではあの検討はしていないところでございます。以上です。
- **○議長(山路 有君)** ほかにございませんか。 橋井議員。
- ○議員(3番 橋井 満義君) 3番、橋井です。ちょっと基本的なことをお伺いいたしたいと思います。要するに今回から、18 リットル あたり今まで 223 円だったものを、38円 アップの 261 円とするということの提案であります。

ちなみに、今までずっとあの、淀江の佐陀浜にあります白浜の処理場で処分を、処理をしておりました。それで、西部広域の中でも、白浜の処理場はクローズドにしてということが決定をされ、あれを売却ということになっておりますね。

ちなみに今後、この処理ですね、処理水といましょうか、この処理廃棄物をどこでこれは処理 されるように、この西部広域の中で方向づけされているんですかね。これ多分、西部広域全体で 一律の料金体系だったと思いますが、その点についてどんなもんですかね。

- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- **〇住民課長(矢野 孝志君)** 橋井議員の質問にお答えします。現在、あの米子の安倍にあります 米子浄化場の方で統一、この圏域内の分は、統一されて処理してるということでございます。

それから、一律化ということでは、各市町村あのその距離要件等色々あるので、どの程度含んで単価を計算されてるかわかりませんけども、日吉津村の場合は、圏域内ということで、同等があの好ましいということで判断してるところでございます。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 橋井議員。
- ○議員(3番 橋井 満義君) 3番、橋井です。ということは、例えば日南町の奥の方でも、米子のあすこまで持ってきて処理をされておられるのですか、ということの再質問。

それと要するに、日南や日野や江府ですね、エリアが遠い所は、料金体系が西部広域であって も、その部分は町の、日吉津村のけてですから町ですよね。まあ、自治体と直しときましょう。 自治体によって、めいめいの設定手数料は違っているということなんですね。その点をちょっと、 確認をしておきたいと思います。

- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- **○住民課長(矢野 孝志君)** 橋井議員の質問にお答えします。まず、日野郡のまあ3町のところでございますけども、ちょっと把握してるところが、西伯郡までの中で、あの米子浄化場を使ってるというような意識でしたので、日野3町がどうしてるかちょっと今お答えできませんので、追ってお答えさせていただこうと思いますけども、この度の改定につきましても、米子市さんのベースで、後は、他町では距離用件があるので、その辺のことをどうするか検討せないけんなということを聞いたところでございまして、なので、必ずしも同じ料金じゃないんじゃないかということで推測してるところでございます。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 橋井議員。
- ○議員(3番 橋井 満義君) 3番、橋井です。ということは、今回の提案で261円に改正をするというのは、日吉津村はこれが出てきてる。その中で、先ほどの答弁の中ででも、はっきりしてないということが分かってるのは、日野郡は分からないよと、しかしながら、この西部の西伯郡の部分ではどうなっているか、それも261円が統一されている価格であるかどうかも、先ほどの答弁からするとファジーだったようにわたしは承っておるんですが、ということは、大山町とか伯耆町、それらも違っておる可能性があるということしか、今の現状では答えることができないということでいいわけですかね。もうそれしか、わたしももう3回ですからもう聞きようがな

いんで、まああの今回 261 円、日吉津村ね。これは 18 リッターです。それで 18 リッターと、余 分な話かもしれませんけども、昔のこれは 1 斗なんですよ。

長い歴史の中で桶とか樽とかでこのし尿は処理をしてたんですよね。それも長い歴史があるから、これ 18 リッターという、こういう単位が脈々と受け継がれて、これは、昔は過去には、古い時代には、金銭取引の価格であったわけですから、まあこの場でこんな話をしていいかどうかちょっとわかりません。歴史がそういうふうにあって、18 リッターというのはあって、ということなんでごめんなさい。元に戻りますけども、西伯郡の中で、それは、今の状況としてはわからないということなんですね。そこだけを知りたいということです。

- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- **○住民課長(矢野 孝志君)** 橋井議員の質問にお答えします。これまでは、あの各西伯郡の町で同じ額を使ってきたということでございますけども、この度の改正において、その各町でベースは同じなんですけども、基本的には各町での決める金額になって参りますので、先ほど来申し上げてるとおり運んで行く距離が延びたところ等ございますので、その辺をどう勘案されてるかは、把握してないということでございます。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 他にございませんか。 はい、前田議員。
- ○議員(7番前田 昇君) 7番、前田です。日吉津村の場合は、米子と一緒に改正をしているということで、あのちょっと伺いたいのはですね、あのその理由が燃料費や人件費のアップってことであったわけですが、率直に言って、いかにもという理由なんですけれども、その具体的なですね積算根拠みたいなものは、例えば、米子の委員会等で協議された結果を日吉津にご案内いただいたのか、あるいは、日吉津は日吉津、あるいは、西部広域の中で一定の値上がりの、業者さんからの口頭のそういう基礎資料みたいなものを受けて了解したのかっていうね、まああの言い方悪いですけど、チェックがちゃんときいているのかということは伺いたいので、その辺の経過を簡単で結構ですので、ご報告いただいたらと思います。
- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- **○住民課長(矢野 孝志君)** 前田議員の質問にお答えします。これまでの経過でございますけど も、まず 12 月に米子市の議会の方であのこの条例改正がとおりまして、そのデータをホームペ ージを見ているところで、1 月になってから確認ができたもんですから、改正が必要じゃないか ということで調べたところでございます。それがまあ、7 年毎に改正してきてるその年だという

ことが分かったもんですから、じゃあ日吉津も改正しないといけないということから、米子市の資料なんかを確認させていただいて、それに基づいて積算根拠がありまして、年間の人件費ですとか、燃料費、それからあの車代とか、いろんなものを総称して、だいたい年間 1,800 万ぐらいかかるだろうということの見積もりがございます。それに基づいて、その人件費の考え方や経費の取り方、そういったことを協議され、この額がいいんじゃないかということが、米子市さんの審議会の中でも決まったということから、その内容が本村でもふさわしいんじゃないかということでの改正に至ったということでございます。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 前田議員。
- ○議員(7番 前田 昇君) えらい答弁に突っ込むわけじゃないですけれども、結局、米子市と日吉津村と何か協議の場があって、基本的にそこであの事業をやってられる事業者の方は、同じですから、それを協議ということではなくて、日吉津村がまあいわば米子市の対応を見てやったというふうな今説明だと、逆に言うと、日吉津村は業者さんからもそういう申し出もないし、上げませんと、あるいは、あの特に上げる要素を感じてないっていうことだった。それはそれで、通るみたいな話になるかなと思うんですけど、ちょっとなんかその、今の話だと、他力本願といいますかね。もう少し、日吉津村としての値上げに対するそのシステムと言いますか、米子との協議の体制、あるいは、西部の町村との連携というようなことを、もう少し明確にしておくべきだと思いますが、今後の対応についていかがお考えでしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- ○住民課長(矢野 孝志君) 前田議員の質問にお答えします。米子と日吉津で協議があったかということでは、協議はございませんで、ネットで改正の確認が分かったもんですから、どうしようかなと、改正に向けて検討せないけんなというところで、ちょっと先ほど洩らしましたが、業者の方からは1月に入って19日ですけども、陳情という形で値上げの陳情がございまして、それも基づいて値上げということでの流れになってきておりまして、今後も、米子市さんに追随する形になるとは思いますけども、全体で集まって上げましょうとか、そういったことにはならない、してきてない経過がございますので、今後も、こういった形で情報を得たり業者さんからの陳情をいただいたことを基にして、改正することになるかなと考えております。以上です。
- **○議長(山路 有君)** 他にございませんか。

 井藤議員。
- **〇議員(2番 井藤 稔君)** 2番、井藤です。1点だけお尋ねしたいと思います。ここにあの、

説明資料に、消費税の増額に合わせて改訂する場合を除き、7年ごとに改訂していますということ書いてあります。ちょうど米子が値上げした、先ほどからの話で、それからちょうど7年目だちゅうことなんでしょうか。この7年ちゅうのは、何で7年ごとに改定というようなあれしとるんでしょうかね。その辺りなんか聞いておられますでしょうか。

- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- **○住民課長(矢野 孝志君)** はい、井藤議員の質問にお答えします。7年ということは、なぜか ということはちょっと不明ですけども、これまでずっと7年毎にしてきてる経過があるというこ とで、その年になってるということでございます。

それから、社会の情勢がいろいろと目まぐるしく変わるので、今後は7年ということではなく、 その改正の都度、社会情勢の変化の都度、改正を検討していくというようなことでも聞いており ます。以上です。

〇議長(山路 有君) ほかにございませんか。ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第4 議案第5号

○議長(山路 有君) 日程第 4、議案第 5 号日吉津村消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員(2番 井藤 稔君) 2番、井藤です。2、3お聞きしたいと思います。この見直しの理由ちゅうのが、消防庁ですか、こちらの方でいわゆる消防業務に従事する人の処遇改善ということ書いていただいております。ですからまあ、処遇改善ということなんだろうなと、あの改正の目的がですね、というふうに一応理解したわけですけども、そのことを前提にちょっとお聞きしてみたいと思いますけれども、改正内容見ますと、手当を報酬に切り替えがしてますよね。手当が報酬になりましたね。この裏の、この何て言うんですか、出動報酬別表第2の関係見ますと、手当が報酬に変わってます。これは、変えられたメリットは、何か処遇上あるんでしょうか。

それから、支給単位の説明、この一覧表を見ていただきたいと思いますけど、支給単位の関係のところが、あの説明、その下に書いてあんのが、団及び分団ということになっておりますけど、これ区分けしてある理由ちゅうのは何かあるんでしょうか。

それから、団と分団、金額の所が団と分団とは分けてありますけど、これなんかこの辺りもう 少しちょっと説明いただいたらと思いますけども、まず1回目それでお聞きしたいと。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。今回の改正につきましては、 処遇改善ということでございまして、消防庁の方が消防団員が減少していることや、災害が多発 化、激甚化している中で、消防団員の負担が増加しているということを踏まえまして、消防団員 数を確保することを目的とした、処遇改善の検討会が開かれたその答申としての内容でございま す。

それで今回は、消防庁において報酬等の基準を作成し、各地方公共団体に周知されたところで ございます。そこで、やはり手当ということじゃなくて、きちっとした報酬で定めましょうとい うことの指示がありまして、報酬に変えたということでございます。

それと、団及び分団の区分けがしてあるのは、それぞれのあのおっしゃいましたように団と分団で金額が違いますので、そこで分けてあるということでございます、団の方が消防団と言われるもので、分団は、役場分団を該当させております。役場の職員で分団作っておりますので、そちらの分団ということで若干職務の内容も違いますので、金額も差があるということでございます。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 井藤議員。
- ○議員(2番 井藤 稔君) 2番、井藤です。今お聞きしたんですけれども、メリットは今ちょっとありますかって聞いたんですけれども、処遇改善だということなんでしょうか。それで、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ報酬ということになると、いわゆる退職金を積算する上での中にカウントされるされるような形になるかなと思ってみたんですけど、その点がどうなんでしょうか。退職金に反映するこのあれになるんだろうか。報酬が要は報酬のところで、今度は二つに分けてありますよね。いわゆる従来の報酬と新たに手当てから報酬に変わる部分とが、こうきてしてある。第 14 条でですか、あるように思うんですけど、その辺り、退職金等にあれはないんだろうかどうだろうということでちょっと見させてもらいました。

それともう一つ、この退職金の関係なんですけど、消防団員の方には消防団員の退職手当に関するいわゆる条例と言いますか、これがあるようになっとるんですけれども、日吉津村の例規集の中を見ると、条例がちょっとようさがさんもんですから、どっか抜いてあるんでしょうか。あるいは先般、いわゆる退職金の取り扱いなんかについて事務の共同事務なるちゅうことで、何か県の方で一括してというようなことを、議決の時に何か検討したような気がするんですけど、その辺り、ちょっとようわからん部分がありまして、消防団条例があって、その中で別に規定する

ということになっとって、退職金条例があるようにいわゆる施行規則の方には書いてあるんです けども、条例自体がないもんですからちょっと判断がつかんかった部分がありまして、ちょっと この点、ちょっとお聞きしたい。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 井藤議員のご質問にお答えします。おっしゃいますように、これまでもその年額報酬というのがございまして、それプラス今回の出動報酬という二本立てになります。それについてはおそらく、その退職金の関係で影響してくるものと思います。

ただ、報酬になったことによって、今源泉が逆に発生するんではないかということ。源泉ですね。はい、手当の時はそれがありませんので、費用弁償でありますので、そこで、逆にその源泉が発生することによって、個人に対して不利益が生じるんではないか。不利益が生じるんではないかということで、心配をしております。それで、不利益が生じないようにということで、消防庁の方に要望を出しております。そして、消防庁が国税庁と今調整中ということでございますが、まだその結論は出ておりませんので、その辺りについてのデメリットの解消については、今やってるというとこでございます。

そして退職手当の条例につきましては、ちょっとわたしも今、その辺の資料持っておりません し、知識として持っておりませんので、またちょっと良ければ調べさせてお答えさせていただき たいというふうに思います。以上です。

- 〇議長(山路 有君) 小原課長。
- **〇総務課長(小原 義人君)** ちょっと退職手当のことについて調べさしていただければと思いますが、休憩をいただけますでしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** じゃあ暫時休憩ということで、分かり次第再開したいと思いますので、 よろしくお願いします。

〇議長(山路 有君) 再開します。

小原総務課長。

○総務課長(小原 義人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。退職金の事務なんですけれども、今の鳥取県町村総合事務組合に事務移管しておりますので、それで本村には条例がないと

いうことでございます。

それと、退職金といいますのが、今勤務年数とそれから職階に応じた金額ということになって おりますので、今回の報酬額に差はないということで、ただ、まだ変わったばかりなので、その 辺がまだ確定はしてないようなんですけれども、基本的にはそういう考え方だということでござ います。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 井藤議員。
- ○議員(2番 井藤 稔君) はい、わかりました。だいたい経緯的にも分かりました。この条例ちゅうのは、消防団役員のいわゆるなんちゅう名前だったか忘れましたけど、ちょっと待って下さいね。日吉津村非常勤消防団団員に係る退職報償金の支給に関する条例、これは今はもうなくなってるという理解になるんでしょうかどうでしょうか。

それから今の、あまりメリットがなさそうなことおっしゃいましたけれども、えらい目しとられるであれば、ぜひ、メリットがあるようにね、やっぱりその辺りも処遇改善とはいいながら、それが違ってくるようじゃああんまりよろしくないじゃないかと思いますんで、その辺りに対する考え等ありましたらちょっとお聞きしたいと思います。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 井藤議員のご質問にお答えします。その条例の部分につきましては、 ちょっとまた再度、調べさせていただきたいというふうに思います。

廃止してあるということでございます。それと、その処遇改善という部分なんですが、その国の基準、今回提案された基準といいますのが、本村は、その年額報酬にしても、元々がそれ以上のものがありまして、なかなかこの今回の改訂で、じゃあすぐ日吉津村の処遇がどんと上がるかっていうと、そうではないんですけれども、元々が高い水準であるということでの理解をいただきたいと思います。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 前田議員。
- ○議員(7番前田 昇君) 7番、前田です。今の議論も、多少答えになってるかと思うんですが、まず1点は、消防庁がまあ処遇改善だと言いながらも、今の総務課長の答弁のように本村は、月額報酬も平均よりは高いということがあると思うんですが、このいわゆる出動手当の金額そのものは、これは、いわゆる消防庁なんかの基準に沿った金額なのかどうなのかっていうのを、まず、伺いたいと思います。

それが1点、それとですね、先ほどから源泉の話、こないだ伺ったんですけども、あえてあの

報酬にする必要が本村の場合にあったのかどうなのかですね。手当のままではいけなかったのかっていうことですね。逆に言うと、例えば税務当局から言えば、手当であってもこれは報酬だというふうな解釈があってですね、それでまあその源泉をすべきだという指摘があったのかなという、ちょっと勝手に思ったわけですが、今、消防庁と協議中ということでありますので、まあ改めてですね、あの本村の場合、これはあの別に、国の法律が変わるわけじゃないので、本村は本村の独自のやり方で引き続き、平均より高い報酬なり月額年額報酬なり手当を支給することで、十分あの消防団員の皆さんにとっては、処遇改善なったんじゃないかなと思うんですけど、あえてここで手当てを報酬に変える意味はあったのかどうなのかということを、確認をしたいと思います。

それから運用上の問題で、1日と半日の分けということ、要するに半日ならいくら、1日ならいくらということでありますが、まあそんなに問題はないかも知れませんが、例えば長く警戒に立ち会っていただく場合なんかに、1日と見るか半日と見るかというあたりは、事務担当者としては非常に煩雑になるんじゃないかと思うんですけど、まあその問題はないかということを、以上確認をしたいと思います。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 前田議員のご質問にお答えします。まず、一点目ですけど、額につきましては、消防庁が出した基準といいますのが、年額報酬が3万6,500円、これは団員級です。 それから出動報酬というのは、日額8,000円ということで出しておりまして、だいたいそれに合わせた日額の報酬に各市町村もしてるところでございます。

それで後は、手当から報酬ということなんですけども、一応、報酬基準ということになりましたので、うちも含めて西部町村もすべて、だいたい報酬の方に変更をしているということでございます。

それと1日と半日の分けなんですが、一応に4時間というのを半日という形で定めさせていただいておりまして、これにつきましても、だいたい西部で統一的に、半日は4時間、4時間未満ということで、額はちょっと町村によって差はありますけれども、そういう区分けをさせていただいているところでございます。以上です。

○議長(山路 有君) よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第5 議案第6号

○議長(山路 有君) 日程第5、議案第6号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第10回)について議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。ページ数を言ってやって下さい。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。4点ほどお伺いしたいと思います。初めにあの 11ページをお願いします。

固定資産税で、現年課税分が減額の713万円が上がっておりますけれども、これは説明の時に、 コロナの関係で中小企業からの減額っていう説明があったかと思いますけれども、これ何件ほど あったのかなっていうことを願いいたします。

それと 12 ページ、 はじめに、1 番目の地方交付税についてですけれども、3 年度たくさんの増額がされてるなってことを思いました。これの中身を見てみますと、日吉津村の場合は、地域デジタル社会推進費の新設と、消防費の増だっていうことが、交付税の決定の中に書かれていまして、村長がいつも言っておられる、そういうことのあれで増えてきたんだなっていうことを感じましたけれども、米子市と見てみますと 11 ポイントぐらい多いんですね。鳥取県で一番多いっていうことを見させていただきました。この財源ですけれども、支出に当たった時にどういう所に充てられているかということを、ちょっとあの全部ではなくてもいいですが、大きいところでお聞きします。

それと 12 ページに、民生費の負担金っていうところで、老人福祉負担金、これ南部箕蚊屋広域連合の負担金が 125 万 3,000 円の減額になってます。これを見てみますと、これ、入は減ってますけれども支出の方を見ますと、21 ページですかね、南部広域の方への負担金が増えてますね。21 じゃなかったですか、22、22 ページですね。あの支出の方は、これとの兼ね合わせというのはないのかも知れません。どういうことで、減って、こっちの 22 ページで負担金が増えたのかっていうことを伺いいたします。

それと 24 ページ、説明はいただきましたが、生活保護費の扶助費ですけれども、約半分になってまして、この点についての説明お願いしたいと思います。当初では、説明の時に 4 世帯で 5 名ということがありましたけれども、今回、年度末まで 1 年の間に異動があったっていうことなんですけども、これについての説明をお願いいたします。

- **〇議長(山路 有君)** 4点ですね。
 - 矢野住民課長。
- **〇住民課長(矢野 孝志君)** 三島議員の質問にお答えします。まず、11 ページの固定資産税の減、 コロナの関係で中小企業のコロナ減免が何件かということでございますが、33 件ございました。 以上です。
- 〇議長(山路 有君) 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 三島議員のご質問にお答えします。普通交付税の部分ですけれども、おっしゃいましたように、消防士の需要額が非常に上がったおかげで、上がったおかげではないんですけど、そちらで増額になっております。ただ、その部分につきましては、西部広域への負担金というのが、そのまま増額としていきますので、そちらの方に充当させていただいております。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 橋田福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(橋田 和久君) 三島議員のご質問にお答えいたします。南部箕蚊屋広域連合への負担金、あ、すいません。最初は、入の方から説明させていただきますと、負担金が、入の方が減額になってるということでございますが、これは、地域支援事業の方が、国の補助金の上限額の方がですね、下がりまして、その算定方法が変更したために減額となっております。その影響で、本村に入ってくる負担金が減額になったというものでございます。一方では、歳出の方ですが、こちらの負担金につきましては、村からの派遣職員の年度途中で人事異動ございまして、そちらの人件費の負担が増えたというところでの増となっております。以上であります。
- **〇議長(山路 有君)** 橋田福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(橋田 和久君) 失礼いたしました。もう一つご質問いただいておりました。生活保護費の扶助費の減額というところでございますが、生活保護世帯につきましては年度途中での異動はございませんで、年度当初から変わらず4件という状況でございます。今回の減額につきましては、扶助費が見込みで多く組んでおりましたので、そちらが残りを見たところですね、必要ないと思われる額の減額というところで調整をさせていただいたところでございます。以上です。
- 〇議長(山路 有君) 三島議員。
- ○議員(4番 三島 尋子君) 固定資産税についてですけれども、減額についてですが、33件って大変多かったなっていうふうに思ってますが、この中に倒産とかっていうのも入るわけなんで

しょうかね。そういうのがありましたでしょうか。

それとあの、地方交付税ですけども、確かにそうでした。広域消防が事業をされて、その負担金が増えただなっていうことは思いましたけども、地域デジタル社会の推進費っていうのが上がってまして、県からの追加ではない、決定のあの交付税の中に、でそれは、マイナンバーとか、いろいろそういうことに事業を進めたっていうことでかなと思ってます。それで、これの費用っていうのは、令和3年度と令和4年度、今年度2ヵ年でっていうことが上がってまして、IT化とか電算化とかっていうことが言われてますので、そういう方面にも使っていくものとして、日吉津村はそういう方向で改革っていうか、改善というか、進められてるのかなっていうふうにとったんですけれども、そういうものではないでしょうか。そうすると、どこに財源として充てていけるものなのかってことをちょっとお伺いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

- **〇議長(山路 有君)** 中田村長。
- ○村長(中田 達彦君) 村長でございます。あの、交付税に関してのご質問でございます。これはデジタル化に関しての、増額になっているということなんですけども、ちょっと詳細はあれなんですけども、基本的な考え方として、国が基準財政需要額を算定する上で、そのデジタル化を今後進めていこうということで、その需要額にこのデジタル化の項目を加えて、それを要は、算定をして交付税の需要額として載せてきたということでして、要はその需要額と収入額の相差分が交付されるということになりますので、これ具体的に普通交付税ということであれば、何に充てなければならないということではなくて、一般財源だというふうに認識をしてるところでありますけども、デジタル化というのは進めていくべき事業、取り組みだと思っていますので、ぜひこの交付税が増になった部分というのも、日吉津村としてもやはりそこはその趣旨というところも念頭に置きながら、組み立てをしていく必要があるんだろうなというふうに認識をしております。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 矢野住民課長。
- **○住民課長(矢野 孝志君)** 三島議員の質問にお答えします。固定資産税の減免の中に、倒産の件数があるかということで、あの名簿ございますが、倒産した業者をちょっと把握をきちんとしておりませんで、その業者があったかどうかまでの把握しておりませんが、あの名簿を見ると分かりますので、後日でもよろしければ回答させていただきます。よろしくお願いします。
- **〇議長(山路 有君)** よろしいですか。

三島議員。

- ○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。交付税についてですが、一般財源にはなりますが、いろいろなものが交付税で交付するっていうことを言われて、事業を組まれた時に交付税に入ってますねっていっても、額がいくらかわからないとかっていうのが、答弁がいままでにあったんですけれども、これあの、なんかここ、あの、決定通知のを見てみますと、境港とそれと日吉津村が載ってます。で、日吉津村は境の倍以上の比較ですね、増額になってまして、そうすると、やっぱりデジタル化の方向へ大きく進んでるのかなっていうふうに、わたしは捉えたんですけども、そういう方向で今後もしていく、3年、4年のこれは予算化ですっていうことが国のデジタル化の推進表を見てみるとそういうふうに書いてありますので、それを今後も、新年度の間にだいぶ進められていくのかなっていうふうに捉えたのですが、そういうことではなくて、もう一般財源としてこうやって行かれるんでしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 中田村長。
- ○村長(中田 達彦君) 村長でございます。あのちょっと手元に、その明細、何々にどれだけ算定されてるかというのを持ち合わせてないので、あの、不確かなことは言えないんですけども、基本的には交付税の考え方というのが、さまざまな、何ていう項目に対して算定されるものでありまして、例えば、最初にありました道路とか、学校とか、あるいはごみ処理だとか、いろいろなものが組み合わさってこの需要額が算定されるわけなんですけども、一つには算定の途中の段階で、その人口割とかっていうのもあったりするわけでございまして、どれほど影響が出てるのかっていうのは、ちょっと、確かではないんですけれども、基本的な考え方として、人口が増えれば、この基準財政需要額とゆうのが増えるので、それだけ、まあ要は、お金がたくさんいるだろうということで、国の方から交付対象となって交付されていくということであります。

デジタル化というのは、道路橋梁だとか、学校だとか、いろいろな項目がある中に、デジタル化を推進すべきということで国の方が、その項目を追加をした算定の内容に追加をしたということで認識をしておりますので、ただこれがあのいくら来てるかっていうのは、ちょっと手元に資料がないのであれですし、境港とのこれも単純に比較できるものではないんだろうなと思ってます。それぞれ何か原因があって増えているということだと思いますけども、境と日吉津が特にこのデジタル化を推進すべきとかということではないというふうに今認識をしているところでございます。以上です。

〇議長(山路 有君) 他にございませんか。

はい、前田議員。

○議員 (7番 前田 昇君) 7番、前田です。8点ほどになると思います。まず一点は、今の、交付税の考え方について、12ページに、この度普通交付税が増額になっておりますが、5,000万という金額をどう見るかですが、この3月の補正で普通交付税が増額になるというのはどうなのかなと、特別交付税が来ることはあっても、普通交付税は12月までに入ってくるし、額は一定もう予測の範囲内ではないかと思うんですが、まああの、わたしの認識不足なのかも知れませんが、もしかしたらコロナ対策ということで、事業費を補正などがあって、普通交付税が変更になったというふうなことでも、あるのかないのか、その辺をですね、あのちょっと補足をいただきたいなっていうのが一点です。

それから2点目は、少し戻りまして、債務負担行為の7ページであります。今回も、うなばら福祉事業団の補填ということで、うなばら荘運営精算のために債務負担行為を起こして、まあ損失を補償するということで、まああの、金額もないもので提案がされているわけですけども、今回についてそのここに、こういった形で債務負担行為を起こす必要があったのか。もう少し具体的に予算化を新年度して、やるという手も、あるいはここに金額をある程度見込んで、提案するべきタイミングではないかなと思うんですが、その辺の考え方をお願いをしたいと思います。

それから3点目ですが、歳出の方の17ページに一般管理費の中に、報償費でストレスチェック 実施謝礼ということで5万円ほどですが組んであります。今回、これを補正をするというのは、 もともとこのための予算があって増額をされたという趣旨なのか、あるいは役場の職員の中にで すね、急遽この取り組みが必要になってされたのかってことで、額は5万円ですがその辺の経過 をお示ししていただきたいと思います。

それから次に、18ページですね、これも一般管理費の続きになりますが、少額ですが、賠償金が 2,000 円っていうのが補正してありますが、これはどういった内容のものなのかということをお伺いしたい。

それから 19 ページですね、19 ページの総務管理費、企画費の中に、うなばら福祉事業団の補助金が 3,300 万円っていうことで予定がされております。まああの、この予算書を立てる段階と、現段階では多少数字が変わっているんかなと思いますが、その辺りですね、3,300 万円でもやれるということなのか、この 3,300 万円の見積もりについて、補足の説明をいただきたいと思います。

それから次に 26 ページですね。26 ページの農業振興費の中に、がんばる農家プラン事業補助 金が減額になっておりまして、認定農業者の方が、この事業の対象とならなかったというように 説明を受けたんですが、そのならなかった理由といいますかね。農業者の方の、いろんな購入なんかの都合によりなったのか、あるいは、対象とならない要件が何かあったのか、さらには、例えば、新年度も同様の同じ認定農業者の方、が新年度にはこの対象となるべく準備がされてるのか、その辺りをご説明いただきたいと思います。

それから 28 ページ道路橋梁費のところで、委託料が村道歩道新設工事設計委託料ということで 350 万補正がされております。これは、宮川北線の歩道の設計だということですが、この時期に この設計の補正というのは、どういった経緯があったのか。元々発注がされていて、増額になってこの補正がされているのか、あるいは、今回この事業が委託料が発生するということになると、 期間的に非常に厳しいんではないかと思うんですけど、その辺りの経過をご報告いただきたいと 思います。

それで質問の最後ですが、31ページです。社会教育総務費の中に、成人式の PCR 検査委託料が減額になっておりますが、ちょっと確認不足かも知れませんが、この減額の金額が、結構多額だなというように思うんですが、成人式が無事開催されたと思いますが、当初の見込みとこの検査の委託が減額になっている。抗原検査みたいなものと、変わったのかも知れませんけども、その委託料の金額も130万円というので、ちょっと多額な感じがするんですが、この辺の経過をご説明いただいたらと思います。以上、たくさんありますがよろしくお願いします

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 前田議員のご質問にお答えします。まず、12 ページの普通交付税で ございますが、こちらの中には、お見込みのとおり、新型コロナに対応する臨時経済対応として の増額分が含まれておるということで、この時期に増えておるということでございます。

それから、うなばら荘の債務負担行為につきましてですが、うなばら荘がですね、ご承知のとおり3月末をもって閉館になることから、一般財団法人うなばら福祉事業団も3月末をもって解散するということになっております。うなばら福祉事業団は、清算人を代表理事と定款に定めておりまして、4月以降は清算事務を進めていきますが、その一般財団法人が解散した時は、清算人は、法人解散の日から2週間以内に一般財団法人の解散と、清算人の選任の登記をしなければならないということになっております。そうしますと、一般財団法人は、清算人の登記をした時点で清算法人ということになりますが、うなばら福祉事業団としてはそのまま存続して、清算をする一般財団法人清算法人が清算を完了するまで、結了するまでは、なお存続するということになります。それで、今回、令和3年度の3月補正で、令和3年度分の赤字補填につきまして見込

み額で補正をお願いしておりますが、県等のアドバイス、助言を聞きますと、こういった一般財団法人が解散して清算をするケースは、やはり、清算の段階で新たな負債が出てくることがあるということで、債務負担行為を上げておくべきだっていうご指導いただきました。まあ、県なんかもこういった場合は、債務負担行為をしておるということで、この度追加で債務負担行為を上げさせていただいてるということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

それから続きまして、ストレスチェックですね。9 ページ、ストレスチェックなんですけれども、こちらの当初は組んでおりませんでして、令和3年度から村の中に衛生委員会というのを立ち上げて、さまざまな職場環境を検討する会を設けました。その中で、一つの取り組みとして、ストレスチェックをやろうということで全職員を対象にやりました。そのを新規で行わせていただいた額を、補正させていただいているものでございます。それから、2,000円が何かということでございました。賠償金の2,000円なんですけれども、こちらは、以前海浜運動公園の方でちょっと火傷の事故がありまして、そちらに対する賠償金ということで払わせていただいているところであります。

それから、うなばらの補助金3,300万どうだということでございますが、今のところの3月までの見込みとしては、まあ、それの範囲内で収まってるのではないかなというふうに感じているところでございます、計算してるところでございます。以上でございます。

- **〇議長(山路 有君)** 益田建設産業課長。
- ○建設産業課長(益田 英則君) 前田議員のご質問にお答えします。26 ページ 26 ページの農業振興費がんばる農家プランの関係のご質問でございました。こちらは、当初計画されておりました認定農業者の方のプランにつきまして、こちらのがんばる農家プランの方で対応ということを考えておりましたけれども、実際に、事業の方は実施されておりますけれども、こちらの方のがんばる農家プランで事業実施をされたということではなく、他の補助事業を使われて実施をされたということで、今回はこちらの部分についてを減額させていただいたというところでございます。

あと 28 ページ、道路新設改良費の委託料の関係 350 万円を増額ということで上げさせていただいておりますけども、こちらにつきまして、国の方の予算、こちらがこの度、承認されたということで、この 350 万円を付けさせていただきました。こちらにつきましては、次年度に、繰越をして実施をするということで計画を立てさせていただいております。以上です。

〇議長(山路 有君) 横田教育課長。

○教育課長(横田 威開君) 前田議員のご質問にお答えします。31 ページの委託料、成人式の PCR 検査の委託料として 134 万 7,000 円を上げさせていただいておりました。成人式へ案内等出した際にはですね、成人式に参加するすべての参加者、新成人と来賓ですね、皆さんの PCR 検査の実施が必要ではないかというふうなことを考えて計画しておりました。ただ実際、それが近づいてまいりまして、11 月、12 月の上旬あたりには、国内の感染者数も大幅に激減をした時期でございます。

そして、近隣市町村もそうですが、その時期には、県外にお住まいの方のみの PCR 検査を実施 しようっていうふうなことで、流れも変わってまいりまして、実際に、該当者が数名だったもの で、今、31 ページに書いてありますその委託料の少し上にあります手数料、PCR 検査の手数料 がこの県外の皆さんの検査に該当します。

ですが、そのあと年末辺りにですね、また、急増、オミクロン株が入ってまいりまして、急増しまして、実際には、成人式参加者全員の抗原抗体検査を実施したのですが、それは消耗品費、委託等ではなくて、これものを購入してというふうなことになりますので、消耗品費に上げさせていただいているのが全員分の抗原抗体検査のキットの購入分になります。ですので、最初に計画しておりました全員分、参加者全員分の PCR 検査の委託料っていうのが、134万7,000円ということでこれを落としたものでございます。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 前田議員。
- ○議員(7番 前田 昇君) 一点ですね、18ページの賠償金2,000円のことなんですが、海浜公園での事故っていうことでの賠償は承知してますけども、これが、いわゆる補正で今2,000円っていうのは、あの、当初から予定されるべきものじゃないかと思うんですが、その辺りのところで、もう少し補足をいただいたら、補足のできる範囲で結構ですけど、補足いただいたらというふうに思います。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 前田議員のご質問にお答えします。こちらがですね、通院された、 受診されたというとこに対しての賠償というようなことでして、本来だと当初で上げるべきかな と思いますけども、その辺の実績を見て、計上してるということでございます。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 他にございませんか。 はい、河中議員。
- **○議員(6番 河中 博子君)** 6番、河中です。2点お伺いいたします。17ページ、先ほどもあ

りましたけれども、ストレスチェックの実施謝礼というのですが、令和3年からこういうのをや ろうということでおやりになったという説明ですが、今後、毎年おやりになるのか、それともう 一点、やった後の対応は、どのようにされるのかこれを伺います。

もう 1 点です。で、もう 1 点です。28 ページ、都市計画費の中の、海浜エリア活性化検討委員 会委員となってますね。報酬が 2 万 7,000 円の減になっています。これまでの説明で、年 4 回 8 万 4,000 円とってあったものが 2 回ありました。ということであれば残は 4 万 2,000 円だと思うのですが、その数字ではなくて 2 万 7,000 円となっている内容を教えてください。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 河中議員のご質問にお答えします。ストレスチェックですけれども、 以前も、何年か前に実施したことはございました。それで、来年から毎年するのかということに つきましては、またその、衛生委員会産業医さんというのはおられますので、その方とも相談し ながら、今後のやり方を決めていきたいなというふうに思っております。

それで、やった後につきましては、もちろん一人一人の結果を分析しまして、お返ししておりますし、そこで、気になる方がいらっしゃいましたら、次の方に個別に対応をやっているところでございます。以上です。

○議長(山路 有君) よろしいですか。 福井総合政策課長。

- ○総合政策課長(福井 真一君) 河中議員のご質問にお答えいたします。28 ページの都市計画総務の報酬、海浜エリアの活性化検討委員会の報酬の2万7,000円の減額ですが、当初予定、4回予定しておりまして、その後は、2回開催しております。今後、3月中にもう1回開催したいという思いから、予備として一回分残しておりますし、過去2回分の、あの欠席者とかとの調整で、実績に基づいて減額しております。以上です。
- **○議長(山路 有君)** 他にございませんか。

 松田議員。
- ○議員(8番 松田 悦郎君) 20ページの衆議院議員総選挙の関係の件の減額なんですが、これは、投票用紙読取分類器購入を見合わせたということが理由にありますが、これ今、最近選挙の開票のスピードアップの関係で、いろいろ、そういうためには必要なものですが、これは、見合わせて、次回といいますか、次の選挙には購入されるのか、されないのか伺います。
- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。

- ○総務課長(小原 義人君) 松田議員のご質問にお答えします。今年度はちょっと見合わせましたけれども、来年度の選挙に向けまして購入予定でございます。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 他にございませんか。 前田議員。
- ○議員 (7 番 前田 昇君) 今もう1点だけ伺いたいと思います。7 ページの債務負担行為の補正について、先ほど総務課長から、事業団の清算のためにということでありました。こういった点と、それからあの、3,300 万円を今回、補填をするという辺り、改めて伺いたいんですけども、この辺のですね、わたしの認識でいうと、事業団は、元々は広域の外郭団体だったというふうに思うんですが、それが指定管理者制度、あるいは法人改革によって、結果的に本村のいわば全額出資の会社みたいになったわけですね。この辺の経過について、広域行政の方でその最後の清算にあたっての、協議っていいますかね、あるいは、日吉津村の実情を広域の事務局なり、あるいは西部の町村の皆さんに、報告がされているのかどうなのか、あるいは、そういった理解をいただいてるのかっていうことを、村長に、その点の最終的な今現時点での経過を、補足をいただいたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。
- **〇議長(山路 有君)** 中田村長。
- ○村長(中田 達彦君) 村長でございます。西部広域での、このうなばら荘の閉鎖に関するやりとりということでございますけれども、逐次その状況については、広域の方でも話をさせていただいておりまして、必要な、なんていうか求めはしてきているというふうに認識をしております。今年度は、新型コロナの関係もありまして、非常に経営が芳しくないということも踏まえまして、この指定管理者納入金というのが、うなばら荘 2,500 万の、この支払いを減免ということで、西部広域の方では決定をいただいたところであります。これに関していいますと、うなばら荘の基金というのが西部広域の中にもありまして、本来であれば、その中から支出をしていくというところが基本的な考え方だと思っていますけれども、この度、その基金を崩した上でも、これで足りないということもございましたので、広域に積んでおります財政調整基金の方からも、一部取り崩して各市町からの負担も貰って、この今の、指定管理者納入金の 2,500 万円の全額の減免をいただいたということでございます。

というようなことで、これまでも随時必要なことに関しましては、この広域の場でも言ってきておりまして、広域の方でもそういった状況も勘案して、決定をしていただいてるというふうに認識をしております。以上でございます。

〇議長(山路 有君) 他にございませんか。

はい、橋井議員。

○議員(3番 橋井 満義君) 3番、橋井です。今回の中で、先ほどからあるように、このうなばらの問題です。7ページ、そして19ページ関係だと思っています。これは、ちょっと順序良くしていかないと、観念的な問題で済む問題ではありませんので、ちょっと時系列で追ってみたいと思います。

これは、昨年来11月頃に、うなばらの指定管理は、今年度末で終わるよということが新聞にも報道され、ここからがやはりスタートという感じになったのかなというふうに思っています。それでですね、今年度予算の去る12月には、この債務負担行為は、昨年の2年度予算ですね。の、最終日の補正で、令和3年今年の予算に債務負担行為をあげるよということで、計上されたものであります。

この債務負担行為は、次年度に予想される借金部分を、前もって、そこで債務を起こしますよ ということを行うものであります。そして、年度が変わってから、そこの借金部分を借り入れし ますよということを、そこで明示をするものが債務負担行為です。

それで常々ずっと言っておるとおりですね、債務負担行為の限度額に、要するに一般財団法人 うなばら福祉事業団が補填する額ということで、額面抜きの問題のことをわたしも度々指摘をさ せていただきました。その債務負担行為の部分で、結果的には令和3年度に、去る12月に3,000 万、今回は、ここで3,300万という予算が計上されて、合計6,300万というものが、令和3年度 の今回の末をもって村が負担をした額になります。

概ね、日吉津村民一人当たり2万円を、このうなばらの債務負担行為に投入することになる計画であります。まあ、それは一つの認識として捉えた中で、今回の7ページそして19ページの、7ページは、うなばらの債務負担行為にするものに関係するもので、昨年同様の限度額がなしの、一般財団法人うなばら福祉事業団の補填の額ということの文章表示であります。それと元来別個なものであるのは、19ページに記載のうなばら福祉事業団の3,300万円の補助金であります。

今回の議案に計上されておりますのは、うなばら福祉事業団が来年も損失補填をした時には、ここでお金を出してくださいよ、という一つの債務の公示をすることと、今現在で 3,300 万円がないと駄目ですから、これを補填をして下さいという、この二つであります。目的は、うなばらということにはなってますけども、性格的には、次年度の借金のお願いと、今現在の 3,300 万をなんとかここでしてくれという二つが同じここの中に入ってる。

それで、一つここで、確認をまずしておきたいのは、去る2月の22日に全員協議会が開催をされ、うなばら荘の今後の経営状況について執行部の方から説明を賜りました。その時に、今年度末3月31日をもって、うなばら福祉事業団は解散するということが表明をされました。そこで、ここで確認をしておきたいのは、間違いなく解散日は3月31日で間違いないか、そして指定管理者としての任務もこの日に終わるということで間違いないかの確認、それが一点。

それと、ヤードクリエーションと村との今度は関係なってきますが、その契約、土地の契約になって参りますが、その契約はいつされるのか。その日にち。それから次の、清算法人を設立されるように承っております。その清算法人の設立日は、いつを予定をされておられますか。その点を、この場でお答えいただきたい。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 橋井議員のご質問にお答えいたします。まず、解散の日は、定款に 定めております3月末と、3月31日ということでよろしいです。

それから、土地の契約につきましては、一応、あの、今覚書の方をヤードさんと協議をしておりまして、締結の正式な契約は、5月中を一応目途としているところでございます。

それから、清算法人の設立日ということですけれども、先ほど説明しました。解散してから清算人の登記とした日が、一応設立日になるのではないかというふうに思います。以上です。

- ○議員(3番 橋井 満義君) 指定管理との関係が3月31日で終わるかどうか。
- ○総務課長(小原 義人君) 橋井議員のご質問にお答えします。それは認識しております。
- **〇議長(山路 有君)** 橋井議員。
- ○議員(3 番 橋井 満義君) 3 番、橋井です。わたしは、この日にちの時系列を追って今答弁を求めておるのは、3月31日末をもって、うなばら福祉事業団は解散します。そして、西部広域との指定管理制度の関係もこの時点をもって終わります。そして、4月1日からは新しい関係として、うなばら福祉事業団が解散をされる。ということになりますよね。それから後、清算法人は解散をした日から2週間以内、今年度のカレンダーを見ていきますと、4月の14日は月曜日です。12、13は土日です。ですので、通常であれば4月の11日の金曜日ぐらいまでには、だいたい普通、業務を進めて終わるのが当然の日程かなというふうに認識してます。後は、司法関係の方の業務のことに多分なると思います。

それで、なぜこのことを、わたしは思った、思ったというよりもはっきりしておきたいのは、 先ほど県の指導があったということを申されましたが、わたしの認識の中では、この債務負担行 為の7ページの事項ですよ。期日とか云々じゃなくて、これは、うなばら福祉事業団に債務負担 行為をするんでしょ。それから別目的の清算法人にこれ適用できるんですか、4月1日からのこ の記載は、3月末で終わって、指定管理の条項にもない、この清算法人に対する債務負担の履行 はできるもんなんですかね。

それで、先ほどチョロっと言われたのは、わたし気になってるのは、うなばら福祉事業団は、 財団法人3月末までに終わらずに、それをチョロチョロっと4月からフライングをして伸ばして、 その間に、この予算執行を債務負担行為で出して、その後に清算法人を立ち上げれば、この7ページ、仕事できるんですよ。

でも、原則的に3月末でこれ終わるんでしょ。そこが、わたしは、この債務負担行為の7ページは、現実的にこれ履行できないものが上がっているように、わたしは思ったんですよ。その点はいかがですかね、わたしの取り方が、うがった見方かもしれませんので、はっきりしておきたいと思います。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 橋井議員のご質問にお答えします。こちらの認識としましては、その清算法人という別のものを立ち上げるのではなくて、うなばら福祉事業団というのはそのまま存続するんだ。ただ、そういう清算法人として存続するということでありまして、あのうなばら福祉事業団自体が、そこで消滅するという認識ではないというふうに思っておりますので、このうなばら荘一般財団福祉事業団という表現でいいのではないかというふうに考えております。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 橋井議員。
- ○議員(3番 橋井 満義君) わたしの認識が勉強不足だったのかどうかわかりませんが、うなばら福祉事業団は、3月末をもって解散するということを、これを言われておりますので、清算事業団というのはあくまでも、一般財団法人うなばら福祉事業団があっての清算ということになりますから、それは、わたしは、そういうことはできるのかなあと思ってお聞きをしたまでです。わたしもその、そこまでの法的知識なり、商業登記なり、財団法人の性格を認識をしておりませんでしたので、ということは、要するに清算法人でいくらかかっても、ここの債務負担行為は、支出できるということをここで容認できるということが確定するということになっていきますよね。そうなりますと、わたしの認識が違ったのか、方向が違ったのかわかりませんが、要は、うなばら福祉事業団は、3月末で終わるというのは、村民の皆様もご承知のとおりです。

それが解散をした後に、残った清算をするのに、また村のお金を、金額の明示のないお金をここで投入をしてもよろしいかということが、今回の議案になっておりますので、わたしは、この議案をもとに真摯に受け止めて、また取り組んで行かなくちゃいけないなということを新たに思ったところであります。以上で終わります。

- ○議長(山路 有君) 答弁いいですか。他にございませんか。
 はい井藤、議員。
- ○議員(2番 井藤 稔君) 2点だけ、聞かせていただきたいと思います。多分これ、10回目が最終補正になろうかと思うんですけども、ここの中で44ページに地方債の関係の一覧表がございます。年間予算、決算ベースで35億のところが27億ほど占めると、当該年度末の現在見込高がということでなろうかと思いますけれども、最終的にもし分かれば、実質公債費比率、これは、だいたいどれぐらいになるように予想しとられますか。

ちなみに、令和元年が11.7、令和2年が11.1ということで下がってきてるんですけど、令和3年度もしある程度予想しとられたら、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、全事業、ほとんどコロナですね、随分、実施できなかった事業が多いように感じと るわけですけども、この事業の中で法定事業できなかったものがもしあれば教えていただきたい と思います。以上 2 点。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- **〇総務課長(小原 義人君)** 井藤議員のご質問にお答えします。実質公債比率ということで、過去の数字もいただきました。11.7、11.1 ということでご紹介いただきましたけれども、ちょっと最新の状況でまだ見込みが立てられないというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、法定事業ということですけれども、法定のものについてはすべてやっているという ふうに認識しております。

〇議長(山路 有君) 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) ないようですので、質疑を終わります

日程第6 議案第7号

○議長(山路 有君) 日程第 6、議案第 7 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事

業勘定特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑は ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第7 議案第8号

○議長(山路 有君) 日程第7、議案第8号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。再開は11時15分から15分間休憩入れたいと思います。 15分後には会場にご参集下さい。じゃあ休憩入ります。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

日程第8 議案第9号

○議長(山路 有君) 再開します。これから令和4年度当初予算4件を順次議題といたしますが、質疑終了後、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、総括的な質疑に止めていただきますようお願いします。

日程第8、議案第9号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてを議題とします。 質疑は歳入歳出それぞれ一括として歳出から行います。質疑はありませんか。

はい、三島議員。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。ページっていうことではありませんで、全体で 話をさせていただきたいと思います。

追加っていうか、補正予算でも話をさせていただきましたけれども、子育て拠点施設の在り方についてですが、予算が組んでありますので、それに沿っての実施はされていくと思いますけれども、会議についても、補正予算で答弁はいただきましたが、先般、親御さんていうかそういう方からあの話を聞きまして、よく理解ができてないので、1号、2号、3号とかでそういうことに

ついても、きちんと話ができて理解ができるようにしていただきたいということがありましたので、そういうことも考えながら会議とか、説明会とか、そういうものを持って欲しいっていうことを申し上げておきたいと思います。

それと、予算書についてですが、予算説明の欄にですけれども給料のところに、人数を入れて、 今度、課長との詳細説明会をするにあたりまして、職員給与の欄に人数を入れておいていただき たいなっていうふうに思います。

それから次、ページを申し上げます。先ほども、債務負担行為についてですが、ここにも、一般財団法人うなばら福祉事業団の損失補償っていうことが載っておりまして、これは、しなければならない、まあ、村が出資をしてますので、その賠償はしていくっていう責任がありますのでそう思いますが、文章はですね、変なところばかりが気になって申し訳ないですが、うなばら荘運営のためにっていうこういう文言がいるのかなっていうことを思いまして、さっきの補正予算の時でもあの思ってましたけれども、ここのところどうなんだろうっていうこと思ってます。一般財団法人うなばら福祉事業団についてすればいいことで、もう、うなばら荘の運営とかっていう、そういうことではないのじゃないかっていうふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) はい、三島議員のご質問にお答えします。人数の件に関しては、検討させていただきたいと思いますが、債務負担行為の件につきましては、まああの、せめて今年度補正する「清算」というような形では、文章があった方がいいかなというふうには思います。はい、以上です。
- ○議長(山路 有君) よろしいですか。あっ、子育て支援関係どうやっていくかっていう話。 橋田課長。もう1点の。
- ○議員(4番 三島 尋子君) すいません。
- O議長(山路 有君) 2回目なりますよ。なってもいい。
- ○議員(4番 三島 尋子君) はじめの言い方がちょっと伝わりにくかったかもわかりませんけれども、補正予算の時にも申しましたけれども、子育て支援拠点施設の認定こども園についてですが、これは、新年度の大きな課題だと思ってますので、地域の親御さんから認定こども園って言うことを聞かれて、どういうことだろうなっていうことを思っておられる方もありました。1号2号3号っていうことがあるけれども、そういうこともちゃんときちんとわかるように、あの自分達も説明をしてほしいし、会合をもうきちっとやって欲しいっていうことでしたので、そ

- ういう面についてきちんとやれるっていうことを、ちょっと、ここで答弁をしてほしいっていう ことです。新年度に向けての予算ですので、よろしくお願いします。
- **〇議長(山路 有君)** 住民にどう説明していくかっていうこと。聞いてる方は、なかなか分かりませんよ。何に答えていいのか分かりません。
- ○議員(4番 三島 尋子君) 行政の方でどういうふうに進めていきますっていうことをしてほしい。住民にわかるように、認定こども園っていうことがね、まだ理解ができてない人があるっていうことです。どういうことかっていうことが。
- **〇議長(山路 有君)** どう啓発していくかということですか。どう啓発していくかと、認定こ ども園ということを村民にどう分かっていただくっていうことですか。わかりませんよ、こっち。
- ○議員(4番 三島 尋子君) いや、わかると思いますよ。今後決めていかれることなので、どういうふうに行動していきますっていうことですよね。住民にも理解をしてもらわないけんし、親御さんにはもちろんですし、委員さん方ばっかりじゃなくて、広くちゃんと PR をきちっとして欲しいっていう、それがいいとか悪いそういうことではなくて、よく理解をしてもらうっていうことが大事なことだと思いますので、その点御よろしくお願いしたいっていうことなので、それをどういうふうに進めていきますっていうことを言って下さい。
- **〇議長(山路 有君)** 橋田福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(橋田 和久君) 三島議員のご質問にお答えいたします。今までも、保育の制度 改正の時に応じて、必要な情報等周知してきたつもりでおりますが、なかなか十分に伝わりきれ てないところもあると思っております。また、ご指摘のとおり、今後新たな認定こども園という ことに向けては、さらに理解を深めていただけるように、さまざまな方法で周知徹底、ご理解い ただけるような工夫をして進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 歳出について、ほかにありませんか。 前田議員。
- ○議員(7番前田 昇君) 7番、前田です。3点ほど伺いたいと思います。予算書でいうと20ページになると思います。財産収入ということで、以前に、一度別の時に聞きましたが、うなばら荘の跡地ですね、4月1日からは上物の施設は、新しい事業者の方に取得されたわけですので、わたしとしては当然ですね、借地料がその時点で発生してくるという理解をしてます。この間の説明では、契約がまだだということで、5月ぐらいに契約をしたいっていうことでありましたが、まあ、基本的には、事前に400万余りという借地料が提示されていて、3月末に引き渡したが、まあ、基本的には、事前に400万余りという借地料が提示されていて、3月末に引き渡し

ってことになってるわけですので、基本的には、4月1日から借地料が発生をすると、まあ、業者の方との交渉で言えば、4月1日からの借地料について、いわゆる決定が5月になるのかも知れませんが、4月から発生するという考え方が、当然だというふうに思いますので、そういった観点で、そのことについて当初予算に予算の見込みがたててないっていうのは、おかしいんではないかと思ってますんで、その点について答弁いただきたい。

仮にですね、契約がまだっていうことになると、逆に言うと、何でその4月1日間に合うような契約ができなかっていう点で、事務の進行に不備があったというふうに言わざるを得ないんじゃないかというふうにまで思うので、この当初予算書に見込まれてない点についての答弁をお願いしたいと思います。

それから2点目ですね、同じ下の21ページですが、夢はぐくむ村づくり基金の繰入金が予算化してあります。複合施設にたくさん投入されておりますが、他にもいろいろ投入される予定だと思います。この点について、わたしも以前から言ってますように、各地の方から、日吉津村の村づくりのためにということで、ふるさと納税いただいておりますので、それをどういった事業に執行するっていうのは、いろんな項目があるにせよ、具体的には、今年はこういった事業に投入しますよということについては、少なくとも村民の、例えば、行革の委員会とか、補助金の審査会とか、事後においても、こういった観点で、こういった事業に支出しますっていうことは、村の説明責任があると思って、そのことを毎回求めているんですが、なかなか対応がされていないと思いますんで、まあ、この点については、改めて、そういうすべきだというふうに思いますが、その点は、どのように考えられるかいうことです。

3 点目ですが、全般的に、昨年度もあっていうか、今年度末に至って、そういう補助金審査会とか行革の委員会とかいろんな委員会が、コロナということで開催できずに減額になっておりますが、わたしが思うのには、少なくとも適宜資料を作って、その委員の方に資料提供をして、情報提供する。あるいは、ご意見をいただくっていうことは、いくらでもできることだと思うんで、まあ、あの、新年度も当分はそういう、まあ、集まっての委員会がしにくいってことはあるかも知れませんが、まあ、この2年3年こういった継続をしてましたら、各種委員会の開催に当たっては、場合によっては、オンラインをまあ試してみるとか、あるいは、少なくても資料を作って、それなりに委員の方にきちんと情報を提供するという配慮をして、委員会が実質開催されるように努めるべきだというふうに思いますが、その辺の今後の工夫について、現段階での認識を答弁いただきたいというふうに思います。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 前田議員のご質問にお答えします。新しい事業者との借地料の件でございますけれども、前回も申し上げましたとおり、今回の借地料については、借地借家法に基づく土地の賃貸借契約を結んで、そこの契約の書かれている期間から、一応借地料が発生するというふうに考えておりますので、それ以降の契約してからの予算計上ということで、ここの財産収入に補正予算で入れる予定にしております。あの、建物自体も、おそらく今は、西部広域の建物でございますが、西部広域から譲渡されるのが、5月ぐらいではないかというふうに思っておりますので、4月1日から少なくとも借地料はかかるということにはならないというふうに考えております。

それから、土地につきましても、今は西部広域のもので、それを村に譲渡してもらうんですけれども、それも、その建物の譲渡と同じタイミングで、こちらに譲渡していただくということで考えておりますので、それと、先ほど来あります、うなばら荘の清算事務に関わることで、まだ若干そこで使わせていただくというようなこともありますので、そういった形で借地料については考えているところでございます。

あと、今後の会議開催についてでございますけれども、やはり、できれば対面開催というのを、できるような形での工夫をしていきたいなというふうには思っております。まだまだコロナも長引くことが予想されますけれども、どうやったら会議が開けるかというようなところは、やはり研究していきたいなというふうに思っております。

ただ、それができない場合は、先ほどおっしゃいましたけれども、やはり、こちらは、十分な 資料提供、情報提供そういったものはしていく必要があるなっていうふうに思っておりますので、 その辺は、各担当課でしっかり資料作り、そして情報提供に努めていきたいというふうに思って おります。以上です。[「ふるさと納税」と呼ぶ者あり]失礼しました。前田議員の質問にお答え いたします。夢はぐくむ村づくり基金につきましては、決算の後に、ホームページの方で使い道 の方を公表させていただいております。以上でございます。

- **〇議長(山路 有君)** 前田議員。
- ○議員(7番前田 昇君) 前田です。今のうなばらの件については、結局、今の総務課長の答弁だと、要するに、当初4月1日に施設を広域は譲渡しますということが、4月1日でなくなったということですね。今の話だとね、わたしは、その4月1日に譲渡っていうふうに伺ってるので、そうすれば、底地も当然、次の段階に入るんじゃないかと思ったんですけども、それは、

そうなんじゃないかと思うので、逆にいうと、それに間に合うような対応を村としてはすべきだったんじゃないかというように思って伺ったわけですけども、結果的に、広域も4月1日に譲渡はできずに、5月ぐらいの譲渡ということであれば、その時点とまあ歩調を合わせる形で、借地料の協議もしていただくということでありますので、まあ、それが正しいかどうか分かりませんが、まああの、わたしの考えからいうと同時であるべきだと思うんで、その辺で、あの努めていただけるんだなっていうことで、いただきたいと思います。

それから、夢はぐくむ村づくり基金っていうのは、ホームページとかっていう話ではないと思ってまして、先進的な街では、基金の中の一部を市民のアイデアで使おうみたいなこともあるわけです。今、うちでそれをやろうっていうまでは行ってないんですけども、少なくとも、あの村民が一定の意見を入れたりできるような場があるべきで、結果がホームページ出るのは予算書も同じことで、決算書も一緒なことなんで、そうじゃなくて、こういった事業に使いたいと思いますが皆さんどうですかっていう場が、やっぱりあるべきだと思うので、その点を改めて言いたいと思います。

まああの、委員会については、今後工夫するということでありますが、少なくとも 10 人ほどの 委員会であれば、この議会だって 10 人でやるわけなんで、あのまあ、余程でない限り開催できな いってことはなくてですね。ある程度、適宜開催ができるんじゃないかということで、場合によっては、資料を事前に配布しておいて、意見を伺うというやり方もあるだろうということで言いましたので、その点も、改めてその考え方についての確認をさせていただきたいと思います。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 福井総合政策課長。
- ○総合政策課長(福井 真一君) 前田議員のご質問にお答えいたします。コロナの関係で、審議会とか委員会とか、集まっての場は、開催ができてない部分もございます。ただし、書面開催に切り替えてですね、資料を提供し、期間をとって、ご意見を伺う場ということで、審議会とか委員会自体は、開催はしておりませんけども、書面開催に代えて実施しております。それで、意見をたくさんいただいておりますので、現状の説明です。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 前田議員のご質問にお答えします。まず、うなばらの件ですけれども、ちょっとわたしは、4月1日からと言った記憶はないんですけれども、だいたい、当初から5月ぐらいの予定で、あの、その辺の譲渡の日程は、組まれていたということでございまして、

それ以外に関しては、前田議員がおっしゃったとおりのことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、夢をはぐくむの使い道ということなんですけども、基本的には、その寄付者の方がこう使ってくださいねということを言われて、意思表示をされておりますので、それに従って使わせていただいてるというところだと思いますけれども、あのまあ、また、そういったご意見がありますので、それがどう反映できるのかということについては、ちょっとまた、検討させていただきたいと思います。以上です。

〇議長(山路 有君) 他にございませんか。

井藤議員。

○議員(2番 井藤 稔君) 2番、井藤です。2点ほどちょっと聞きたいと思います。1点が一般質問でもお話しさせていただいたんですけども、地方自治体の DX の推進計画の関係でございます。税収については、たいへん、見通しが明るそうな状況、今までの説明の中で聴かせていただいたと思いますけども、そういう中にあって、やはり、行政の推進自体に、いわゆる住民参加といいますかですね、これを参加を得て、要は、少ない職員でも一般行政を推進するというような事例がですね、具体的には、申し上げませんけども、いろんな所で出てきとるということでございます。

ですから、この自治体の推進計画、課長プロジェクトかなんか知りませんけども、そういう中で今後検討していくということだったですけども、やっぱり、積極的に予算でも組んで、あるいはそうやな体制でもとってということが必要じゃないかと思うんですけども、その辺りについては、4年度の一般会計の予算の中で、何か配慮されているようなところはございますんでしょうか。

それから先ほど言いましたように、税収見込みなども、人口が増えとるということなのかも知れませんけど、非常にとまでも言いませんけど、明るい見通しを持っておられるように、こちらの方が聞いとって感じたわけですけども、その辺り、どうしてそういうことが言えるんかということを、もし、可能であれば説明をいただいたらと思います。

それから、もう一点は、一般廃棄物の処理設備費の積立基金が、いよいよ本年度から始まって まいりました。新年度からですね、始まって参ります。これは、計画的にはいつ頃までこの積立 は続けられ、いつ頃から具体的な対応に入れるかということをお聞きしたいと思います。以上 3 点、よろしくお願いします。

- ○議長(山路 有君) 井藤議員、2番目の歳入のことについては次の、今歳出ですので、歳入の時にして下さい。
- ○議員(2番 井藤 **稔君**) 歳出、歳出同金額だけえと思って。歳入の関係はじゃあ、また。
- **〇議長(山路 有君)** 福井総合政策課長。
- ○総合政策課長(福井 真一君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。 DX の関係です。今時点で進めておりますのが、行政情報のシステムの標準化、共通化、これ、経費削減のためです。 全国バラバラであるシステムを、全国的に統一していこうと、で、法改正とかあった時システム改修が必要になりますが、少ない経費で実施できるよう進めております。

それと合わせてですね、この情報セキュリティ、非常に重要な問題となっております。デジタル化進みますと、当然、セキュリティの面とか非常に重要な課題がございます。これも同時に進めながら、万全の体制をとるよう進めてまいりたいと思います。具体的に言いますと、住民に身近な住民情報であったり、戸籍とかですね、こういったサービスの提供がスムーズにできる、少ない経費で、たくさんの効果を発揮できるように考えておりますで、順次進めて参りますので、年次計画を立てて、進めていきたいと考えております。以上です。

- ○議長(山路 有君) 中田村長。
- ○村長(中田 達彦君) はい、村長でございます。税収に関しての質問ということで、あの今回、 当初予算ということで見込みを立てさせていただきまして、計上させていただいているわけでご ざいますけれども、あの、これあの、決して楽観的に捉えているということではございません。 あのまあ、現在のコロナ禍の経済状況というのもございますし、ここはしっかりと状況を見なが らですね、予算も必要なものを上げさせていただいているというふうに認識をしておりますし、 執行に当たっても、お認めいただければですね、しっかり必要なものかどうかをよく確認をしな がら、適正な執行に努めて参る必要があるなというふうに考えております。以上です。
- **〇議長(山路 有君)** 一般廃棄物の、いつまで積立をやってくのか。どなたがします。 中田村長。
- ○村長(中田 達彦君) 村長でございます。広域ごみ処理の基金の関係でご質問でございます。 積立に関しては、令和3年度から確か積んでるんじゃないかなっていうふうに認識をしておりますけれども、後は、広域の各構成の市町村が、それぞれが基金を積んだりということで、この整備費用を準備していくわけでございますけれども、これ、令和14年度からのスタートということを計画がされておりますので、ちょっと、何年度まで積み立てて、何年度から整備に活用して

いくかっていうのは、ちょっと今、手元に資料がないので、後ほど確認させていただきたいと思いますけれども、令和 14 年度からのスタートというようなスケジュール感で、毎年積んでいく基金であるということでございます。以上です。

- ○議長(山路 有君) よろしいですか。再度、ちょっと確認しておきますけども、令和4年度 予算については、質疑は歳入歳出それぞれが入ってますので、それぞれ一括して今最初に歳出か ら質疑を受けますということになってますので、それぞれが入ってますので、ご理解、歳出歳入 一緒じゃないんで、分けて質疑を受けますので、その辺りをご理解いただきたいと思います。 そうしますと歳出について、質疑は、橋井議員。
- ○議員(3番 橋井 満義君) 3番、橋井です。先ほどの議案の補正予算に引き続いて、やはり、 うなばらの問題です。96 ページの、債務負担行為を行う調書の表を見ていただければ歴然です。 事項については、一般財団法人うなばら福祉事業団に対する損失補償、限度額ということで、こ この部分では、文言の訂正が今後あるのかどうかわかりませんが、補正予算の項目では、うなば ら荘運営、その後に、かっこ清算となっております。その清算は、抜かれたというか、記載がな いのは何らかの理由があるのか否やということをまず、説明、それが1点。

それから、3 年度の補正は、補正で 4 年度のこの新規の予算書にこれが計上されたということですので、再度やはり確認をしておかないかんなと思っておりますのは、今までは、西部広域とうなばら福祉事業団は、指定管理者として認定を受け、うなばら福祉事業団と西部広域は、契約関係にあって、それを履行する責を負って行なってきたものです。それが、3 月末をもって西部広域との関係は解除になってしまいますから、西部広域さんとは、まったく別の独立をした団体、そこで、先ほども言いましたとおり、そういった契約関係がなくなる、履行するべき責務を負わなくなって、その以降に清算法人を作られて、清算法人の団体を作られて、そこに支出をしていくということを言われておるんですが、それは、うなばら荘運営は、かっこ清算が入っても入らなくてもいいんですけども、一般財団法人うなばら福祉事業団が補填する額となってますから、うなばら福祉事業団がどこそこに補填する額、どこそこは書いてないけども、先ほど来からの話の流れでは、清算事業団に補填をする額ということになると思います。読解すれば、そうすると、今までは西部広域との契約があって、約束ということがあって、これを履行するべきものであるから、うなばら福祉事業団に補填をして補償してた。だけども、それ以降はうなばら福祉事業団というものは、まったくの契約も云々もありませんので、村との関係も、わたしは、そこでは発生をしてこないものに対して、損失補填を村がするべき関係が、成立していくのかということは、

わたしは疑問になります。

それで、清算事業団に対して、村とのうなばら福祉事業団との関係が、わたしはどうかなというふうにクエスチョンマークを持って居るんですが、そのクエスチョンマークの方が、清算事業団作られる作られないは、そこの方の考えしかないですから、それは、わたしら関係のない話ですが、実際にはそこに対して、それをうなばら福祉事業団がされるということの、村との関係は、うなばら福祉事業団の清算団体が、村に対して契約関係でもあれば、そこは、約束履行の対象にわたしはなっていくんじゃないかなと思うんですよ。

そこの点を、わたしは法的知識が薄いし、疎いもんですから、それの関係というものがどうして理解をしたらいいのかなということを、今わたしは、悩んでいるところであります。できましたら、これを法人法かなんかわたしも分かりませんけども、そこを、どういう状況において、これが履行できるということの根拠をですね、まだ議会の会期中ですから、わたしはできましたら、これが終わってから予算審査検討委員会があるはずですから、その時にですね、提示をしていただきたいなというふうに思っております。その上でやはり、理解を深めればいいのかなというふうに思いますので、そこはお願いをしておきますし、先ほど来の、もう一辺ぶり返しますけども、このうなばら福祉事業団がずっと4月以降も、まああの幽霊のようにあるようにわたし承っておりましたが、それはどうなのかなというふうに、理解がなかなかできません。そこの関係を、今一度お答えをいただきたい。その点。

それから、穿った見方をすれば、今、日吉津村にもう一つ、株式会社ひえづ物産というのが、 新鮮市場ありますね。新鮮市場の土地建物を建てて、そこを不動産業として賃貸物件を提供し、 そっから家賃収益を持って運営をしてる会社であります。幸いなことに、あそこの建てたあれを 16 分割をして、もう登記も、完全にその借金が解消しております。あとは、あの建物の解体費で あったり、年間の維持費であったりを、積み立てをして維持をしているという運営をしておりま す。

仮に、あそこも同じような形になった時には、同じことできるんじゃないかなと思ったりする んですよ。まあ、例を適切ではないかどうか分かりませんけど、片や株式会社方や法人、でも一 応は運営してる事業というのは、そんなに変わったものではないというふうに思います。

その2点だけちょっと確認しておきたいと思います。以上です。

- **〇議長(山路 有君)** 中田村長。
- **〇村長(中田 達彦君)** 村長でございます。3 月末で、3 月 31 日でうなばら福祉事業団解散とい

うことになって、その後につきましては、村長が代表清算人ということになりまして、この、う なばら福祉事業団の事業に係る債権、債務の清算を行っていくということだと認識をしています。

これはあの、新たに何かの事業を始めるというわけでは決してございませんで、これまで、うなばら福祉事業団が、西部広域から指定管理を受けて行なってきた事業に対する、この清算ということで認識をしておりますので、これがいつまでも続いて、次から次から新しい事業をするということではなくて、あくまでも、3月末までのこのうなばら福祉事業団としての、これまでにやってきた活動に対する清算ということでというふうに、新たな事業に取り組むというわけではないということで認識をしているところでございます。

もう1点、株式会社ひえづ物産の関係でございますけども、これは、ちょっと仮定の話なのでということではございますけども、現状申し上げますと今、黒字化になったというところでございまして、今後は、いつということではないんですけれども、改修等々のことも出てくるのではないかというふうに認識をしておりますので、そういったことに対して、備えていくという現状かなということで報告をさせていただけたらと思います。以上でございます。

〇議長(山路 有君) よろしいですか。

橋井議員。

○議員(3番橋井満義君) どうもわたしの質問が悪かったのか、捉え方があれどうなのかちょっとわかりません。別の事業の云々ということに言ってるわけではありませんので、要するに、うなばら荘のこの引き継ぎの問題を、どういうふうにお考えなってるかという部分が、先ほど来ずっと、なんかトンネルの先が見えてないところを、屯田の途中で退避所があったりして、そこの部分で滞留して動脈硬化を起こしておるように感じてるんです。どう言ったらいいのかな、要するに、3月でうなばら福祉事業団は終わるじゃないですか、終わって、その後は片付けのために清算法人をされるわけですね。その清算法人を作られる作られないはいいんですけども、その性格上清算法人というものは、うなばら福祉事業団があってそのものを清算していくから、うなばら福祉事業団の要するに冠は残ってるから、そこで、清算するための補填は可能であるよというふうに論述されてるようにわたしは承ってるんです。

それが、できるかできないかという話をわたしはお聞きしてるだけであって、それが根拠性は どういうものなのかなということを、会期中のなかいに、あの、調べて教えて下さいということ を述べてるだけなんです。

以上ですよ。それが可能であって報告をいただきたいというのが、わたしはそのように質問し

ているだけのことですから。以上です。

- **○議長(山路 有君)** 小原総務課長、特別委員会ありますよね、予算の。そこにその資料を出してやって下さい。ここでいくら問答したって、お互いに、はい、小原総務課長。
- ○総務課長(小原 義人君) 橋井議員のご質問にお答えいたします。橋井議員がさっきおっしゃたような理解ですけれども、それにつきまして、今度の特別委員会なりで、資料を提供させていただいて説明させていただきます。よろしくお願いします。
- **〇議長(山路 有君)** 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山路 有君) ないようですので、次に、歳入についての質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山路 有君) ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第9 議案第10号

〇議長(山路 有君) 日程第9、議案第10号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてを議題とします。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、最初に歳出から行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 質疑はないようですので質疑を終わります。次に歳出についての質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 質疑はないようですので質疑を終わります。

日程第10 議案第11号

○議長(山路 有君) 日程第 10、議案第 11 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、最初に歳出から行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 質疑はないようですので質疑を終わります。

次に歳入についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 質疑はないようですので質疑を終わります。

日程第 11 議案第 12 号

- ○議長(山路 有君) 日程第 11、議案第 12 号令和 4 年度日吉津村下水道事業会計予算についてを議題とします。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。質疑はありませんか。はい井藤議員。
- ○議員(2番 井藤 稔君) 2番、井藤です。全員協議会でもちょっとお願いしとったんですけども、長寿命化計画ですね。施設の、この関係の次の時期は、いつなるということだったでしょうか。
- **〇議長(山路 有君)** 益田建設産業課長。
- **〇建設産業課長(益田 英則君)** 井藤議員のご質問にお答えします。長寿命化計画ということで ご質問ですけれども、今の段階で、ちょっと、どのような形で計画を立てているかということを 確認できておりませんので、改めて、確認して報告させていただきたいと思います。
- **〇議長(山路 有君)** 他にありませんか。 はい三島議員。
- ○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。これ、歳出歳入ってことで両方ですが、歳出だけにはなりませんので、下水道料金が全員協議会で質問したら、3年度と同様とするっていうことがありましたけれども、これは、このままでよろしいですかね。条例の特例があると思いますが、そういうものは、可決しなくてもできるものでしょうか。そのことお伺いいたします。
- **〇議長(山路 有君)** 中田村長。
- **〇村長(中田 達彦君)** 村長でございます。今の下水道会計の関係で、この下水道の使用料についてのご質問でございますけれども、今の、このコロナで影響が出ている状況下の中では、まあ、段階的に引き下げ率を減じているこの下水道の料金については、令和4年度これを料金の引き上げに繋がるような、まあ、改正というのは見送った方が良いのではないかという判断から、現在、令和3年度と同じ減免率での使用料ということで、予算を組んで提案をさせていただいているところでございます。

ただ一方、議員ご指摘のように、この条例の改正も必要になってくるということもございます。

この会期中にですね、下水道の委員会を開催をしまして、そこでご意見を頂戴した上で最終日にできたら提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長(山路 有君) よろしいですか。歳出について他にありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山路 有君) ないようですので質疑を終わります。次に歳入についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) ないようですので質疑を終わります。

○議長(山路 有君) お諮りします。議案第9号、議案第10号、議案第11号、及び議案第12号については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

お諮りします、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長に前田昇議員、副委員長 に橋井満義議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- **〇議長(山路 有君)** 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員長には前 田昇議員、副委員長に橋井満義議員に決定いたしました。
- **〇議長(山路 有君)** 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって 散会したいと思います。ご苦労様でした。

午後0時6分 散会